



平成 28 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 大林道路株式会社  
代表者名 代表取締役 長谷川 仁  
(コード番号 1896 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 執行役員総務部長 桑原 豊  
(TEL. 03-3295-8860)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反（以下「本件」といいます。）について、本日、公正取引委員会から、下記のとおり独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、この度の命令を厳粛に受け止め、全役員、全従業員が一丸となって、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

1 排除措置命令の概要

当社は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認すること及び今後同様の行為を行わないこと等を命じられました。

2 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 6,174 万円

納付期限 平成 29 年 4 月 24 日

3 業績に与える影響

上記課徴金納付額につきましては、平成 28 年 3 月期決算において独占禁止法関連損失引当金を計上しており、業績予想への影響はありません。

以 上